書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１２８号
山口県岩国市新港町４丁目７番31号
破産者　瀬村　正敏
異議申述期間　平成25年２月20日まで
平成25年１月11日　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第５４２８号
大阪市此花区梅香３丁目19番12号
破産者　野田　雅文
異議申述期間　平成25年２月28日まで
平成25年１月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１０３号
福岡県大牟田市大字手鎌字栗の内1300番地の29
破産者　新三池漁業協同組合
異議申述期間　平成25年３月11日まで
平成25年１月11日
福岡地方裁判所大牟田支部

免責審尋期日

平成２４年（フ）第１５５４０号
東京都新宿区若松町25番22―406号
破産者　上條　亮太
審尋期日　平成25年４月８日午前10時
平成25年１月７日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
群馬県桐生市新宿３丁目６番８号
再生債務者　丸登靴下工業株式会社
１　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月６日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年３月21日から平成25年４月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第２号
埼玉県川越市大字中福912番地９
再生債務者　株式会社協和産業
１　決議に付する計画案　平成24年12月21日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年２月５日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年１月29日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年１月22日
平成25年１月８日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再）第９０号
東京都千代田区神田錦町３丁目６番地
再生債務者　中央化工機商事株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成24年12月11日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年２月12日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年２月４日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年１月29日
平成25年１月８日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２１年（再）第１４８号
栃木県日光市所野1538番地18
再生債務者　株式会社日光霧降カントリークラブ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年１月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１８４号
埼玉県川口市幸町１丁目７番１―3103号
再生債務者　株式会社榎本鋳工所
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年１月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２０７号
埼玉県川口市幸町１丁目７番１―302号　川口パークタワー
再生債務者　榎本　康利
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年１月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第８号
新潟市秋葉区出戸108番地
再生債務者　栗原　博久
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成25年１月９日　　新潟地方裁判所民事部

変更再生計画認可

平成２０年（再）第３号
福井県坂井市丸岡町反保３号59番地
再生債務者　田中産業株式会社
１　主文　本件変更再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件変更再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年１月８日　　福井地方裁判所

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第１２１号
埼玉県入間市久保稲荷３丁目32番地３　ファミール101
再生債務者　渡邉　隼人
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年１月29日まで
４　一般異議申述期間　平成25年２月12日から平成25年２月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第９７号
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目20番18号
再生債務者　松本　幸広
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年１月29日まで
４　一般異議申述期間　平成25年２月５日から平成25年２月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再イ）第１０２号
兵庫県芦屋市高浜町２番２―112号
再生債務者　野田　和夫
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年１月29日まで
４　一般異議申述期間　平成25年２月５日から平成25年２月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再イ）第１２５号
埼玉県川越市むさし野南24番地１
再生債務者　須藤　正樹
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年１月30日まで
４　一般異議申述期間　平成25年２月13日から平成25年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第１２６号
埼玉県狭山市新狭山２丁目22番地の２　新狭山住宅Ｂ―205
再生債務者　酒井　　進
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年１月30日まで
４　一般異議申述期間　平成25年２月13日から平成25年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部